

令和4年度後期高齢者医療保険料について

■後期高齢者医療制度の対象となる人（被保険者）

- 75歳以上の人全員
- 65歳以上75歳未満で一定の障がいがあり、後期高齢者医療広域連合の認定を受けた人※生活保護を受けている人は除きます。



■保険料の計算方法

後期高齢者医療の保険料は、被保険者一人ひとりに納めていただきます。保険料率は、2年ごとに見直し、鳥取県内で均一です。平成26年度に保険料率を改定して以降、据え置きとしてきましたが、被保険者数の増加や、医療給付の支出が伸びると見込まれることから、令和4・5年度の保険料率については引き上げを行うこととなりました。

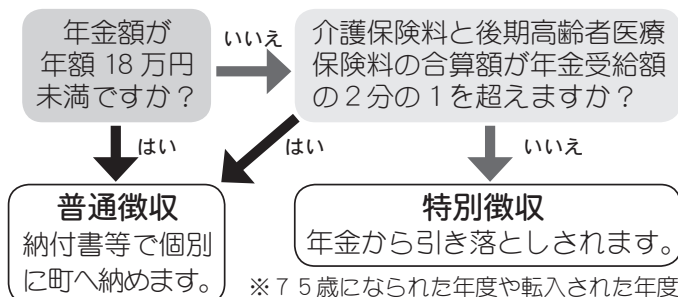
均等割 (1人あたり保険料) 47,436円	+	所得割 (本人の所得に応じた額) (総所得金額等 - 43万円) × 所得割率 9.1%	=	1年間の保険料 限度額 66万円
-------------------------------------	---	--	---	----------------------------

■令和4年度の保険料計算における変更点

- ① 1人あたりの年額保険料賦課限度額の変更
1人あたりの1年間の保険料の限度額は66万円です。(令和3年度：64万円)
- ② 均等割額の軽減額の変更
世帯の所得に応じて、均等割額が次の通り軽減されます。

令和3年中の世帯(世帯主及び被保険者)の 総所得金額などの合計	軽減割合	軽減後の均等 割額(年間)
43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下	7割	14,231円
43万円 + 28.5万円 × (被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下	5割	23,718円
43万円 + 52万円 × (被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下	2割	37,949円

- ※給与所得者等が0人のときは、1人として計算します。
- ※給与所得者等とは以下に該当する人です。
 - ・ 給与収入額(専従者給与を含まず)が55万円を超える人
 - ・ 令和3年12月31日現在65歳未満かつ公的年金等収入額が60万円を超える人
 - ・ 令和3年12月31日現在65歳以上かつ公的年金等収入額が125万円を超える人



※75歳になられた年度や転入された年度については普通徴収となります。

※上記図の条件により、これまで特別徴収だった人が普通徴収に切り替わる場合があります。

保険料の納め方

年間6回(4・6・8・10・12・2月)の保険料徴収の中で、4・6・8月については前年所得が確定していないため、前々年度の申告をもとに仮算定の保険料を納めます。10月以降については確定した前年所得に基づいた本算定の保険料から、前半3回の仮算定金額を調整した額を納めます。

問合せ先 **保健センター福祉課** ☎ 75-4102